

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年6月10日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和4年度第3回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和4年6月10日（金）午後1時30分から午後1時55分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (3) 議案第3号 農地中間管理事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (5) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (6) 報告第3号 非農地証明願について
- (7) 報告第4号 農地改良届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鈴木 一男 | 2番 上田 誠也 | 3番 前田 洋一 |
| 4番 相馬 安伸 | 5番 眞弓 一保 | 6番 青木 積 |
| 7番 東 慶子 | 8番 大竹 美鈴 | 9番 田村 昭敏 |

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 岩下久美夫 | 2番 山川 登 | 3番 阪田 典人 |
| 4番 坂本 孝則 | 5番 原 正輝 | 7番 高木 浩義 |
| 8番 西岡 信幸 | 9番 相馬 竜介 | |

(2) 欠席委員（1人）

- 6番 相馬 和幸

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和4年度第3回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

- ◎会 長 <あいさつ>
代掻きなど田植準備がお忙しいところにお集まりいただきありがとうございます。
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

- 事務局 ありがとうございます。
会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

- ◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に3番 前田委員、4番 相馬委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書2ページの議案第1号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：花立3丁目4286番
地目：畑
転用面積：2,254㎡
転用目的は、貸駐車場です。
権利は、所有権移転です。

この議案につきましては、現地調査を6月3日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P7をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第二種農地です。
(市街地に近接する10ha以上の広がりが無い農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は北側及び西側に宅地、その他周辺を山林に囲まれた10ha以上の広がりが無い小集団の農地で第2種農地であり、集落に住む者の必要な施設として転用するため代替性の検討は不要で転用可能となっています。

また、現地は既に農地の状態ではないため、申請者より始末書の提出がっております。

(始末書内容説明)

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆ 9 番委員 議案第 1 号の番号 1 について、9 番委員が説明します。
申請者は不動産業を営む法人で、周辺住民や周辺事業者の従業員用の駐車場として整備することを計画されています。雨水は敷地内浸透計画をされており周辺に農地もなく、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方をお願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 1 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和 4 年 5 月 30 日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書の P 3 から P 10 をご覧ください。

利用権設定が 16 件です。

また、議案書の P 11 をご覧ください。

所有権移転が 1 件です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議 長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

◆9番委員 P16の16番の使用貸借について。親子で貸し借りしているが、子も認定農業者ですか？また、このように親子で貸し借りするケースは多いのですか？

■事務局 子ども認定農業者です。親子で使用貸借というケースは少なくないです。

ほかによろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第3号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和4年5月30日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書のP12からP13をご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は3件です。

以上で説明を終わります。

◎議 長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書の14ページ、別紙報告の2ページをお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

◆7番委員 貸病院と記載があるが、何の病院ですか。

■事務局 歯医者です。

◎議長 ほかにありませんか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書の15ページ、別紙報告の3ページから4ページをお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

■事務局 補足です。転用目的は集合住宅とありますが、アパートです。

◎議長 ほかにありませんか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第3号について、議案書の16ページ、別紙報告の5ページから7ページをお願いします。「非農地証明について」でございます。

申請内容は、原水字古閑原3616番1の土地について既に耕作することができない状態であり、農地への復旧が見込めないことを証明するものでございます。

熊本県が定める非農地証明事務処理要領に照らして検討した結果、非農地証明を行うに足りると思われまますので、証明願いを受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

◆8番推進委員 非農地証明を取得するとどうなるのですか。

■事務局 それをもって登記地目を農地から変えることができます。

◎議長 ほかにありませんか。
特に無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

次に、報告第4号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第4号について、議案書の17ページ、別紙報告の8ページから9ページをお願いします。「農地改良届について」でございます。
申請内容は、曲手字部田746番の土地について今後の営農を円滑に行うために盛土による農地改良を実施するものでございます。
令和4年6月3日に現地確認を行っており、今後農地改良を実施されます。周辺地権者や区長等にも連絡済みとなっております。
以上です。

◎議長 ただいまの報告第4号について、質疑はありませんか？

■局長 盛土の高さは？

■事務局 100cmです。

◎議長 ほかにありませんか。
特に無いようですので、以上で報告第4号を終わります。議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後1時55分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年6月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人